

緊急一時介護事業



障がい児（者）を介護している保護者や家族の方が、病気や冠婚葬祭や公的行事への参加等のため、一時的に介護ができない場合に、介護者が家族に代わってお世話をします。

どうぞお気軽にご利用ください。

- 対象者 市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方
 - 身体障害者手帳1・2級の18歳未満の方
 - 身体障害者手帳3・4級でかつ知的障がいの18歳未満の方
 - 身体障害者手帳1～4級でかつ知的障がいの18歳以上の方
 - 療育手帳A及びB1の方
 - 介護内容 障がい児（者）宅または介護者（ヘルパー）宅で日常生活の介護（食事、排泄など）を行います。
 - 対象事由 保護者又は家族の疾病・事故・出産・冠婚葬祭・災害・出張・転勤・看護・学校等の公的行事への参加で、家族構成等からみて障がい児の介護が得られないとき。
 - 利用時間 午前8時～午後7時の範囲内で希望する時間
 - 利用日数 原則として3日以内
 - 利用料 利用時間3時間まで 500円/日
3時間超 1,000円/日
- 注) 本人及び扶養義務者が生活保護受給者の場合申請により免除となります。
※利用には、「事前登録」が必要です。お気軽にお電話ください。

お申し込み、ご利用の相談は
社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL 092-713-1480 FAX 092-715-3561

